



電気の供給を受ける契約における 総合評価落札方式の導入について

令和 8 年 5 月 29 日
環境省 環境経済課



地球温暖化対策計画の目標（令和7年2月閣議決定）



○ 地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量・吸収量の目標

「2050年カーボンニュートラル」、2030年度に2013年度比46%削減（さらに50%の高みを目指す）、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減（2025年2月に2035/2040NDCを提出）

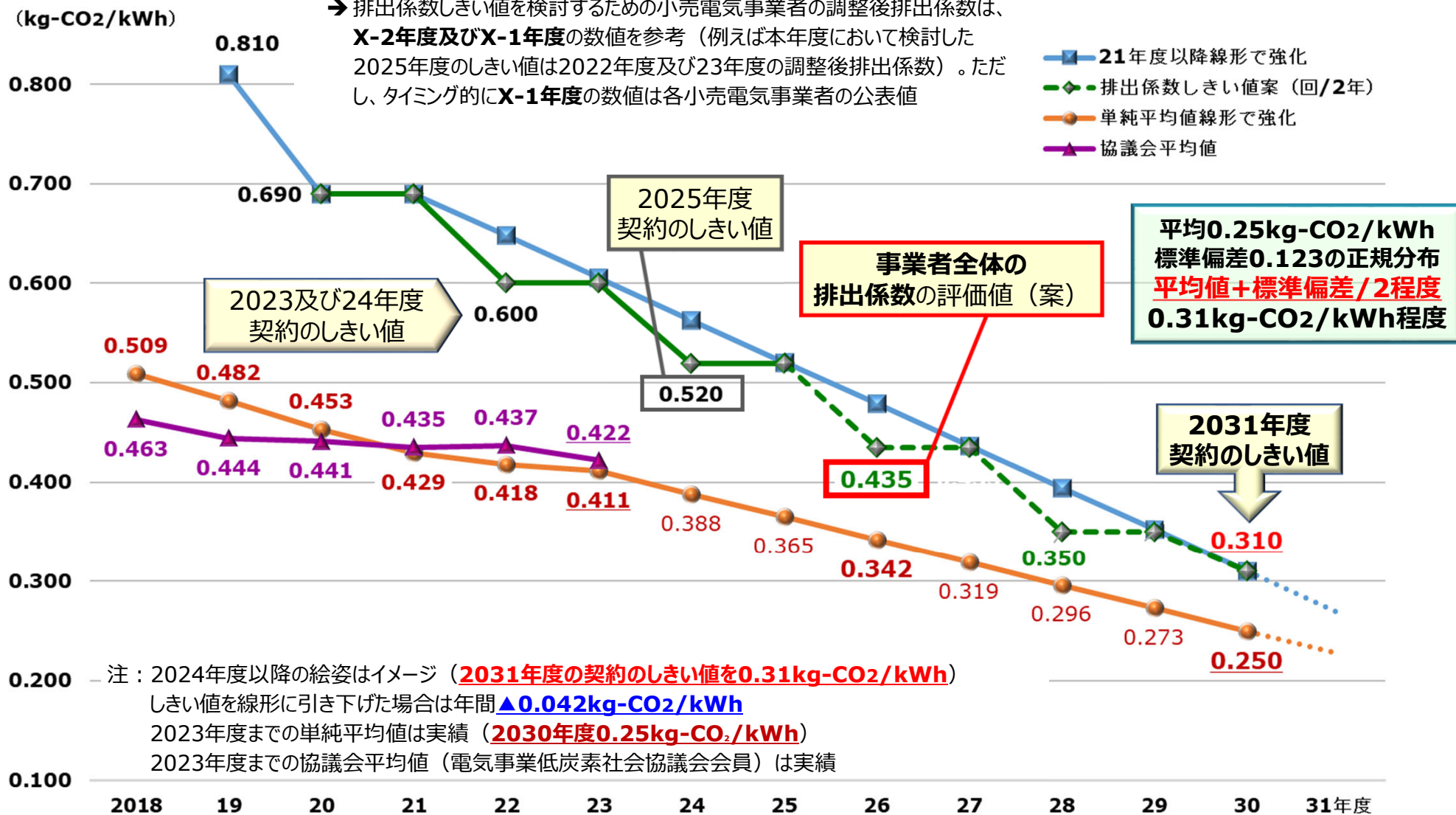
- 我が国は**2030年目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的経路を弛まず着実に進んでいく**
- 中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく

温室効果ガス排出量・吸収量		2013年度実績	2030年度目標・目安	2040年度目標・目安
(単位：百万t-CO ₂)		1,407	760 (▲46%)	380 (▲73%)
エネルギー起源CO ₂		1,235	677 (▲45%)	360-370 (▲70-71%)
部門別	産業	463	289 (▲38%)	180-200 (▲57-61%)
	業務その他	235	115 (▲51%)	40-50 (▲79-83%)
	家庭	209	71 (▲66%)	40-60 (▲71-81%)
	運輸	224	146 (▲35%)	40-80 (▲64-82%)
	エネルギー転換	106	56 (▲47%)	10-20 (▲81-91%)
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O		135	116 (▲14%)	98 (▲27%)
HFC等4ガス（フロン類）		37	21 (▲44%)	11 (▲72%)
吸収源		—	▲48	▲84
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度、2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。		

排出係数しきい値の引き下げの方向性（2030年度まで）

○ X年度においてX+1年度からの契約に使用する排出係数しきい値を決定

→ 排出係数しきい値を検討するための小売電気事業者の調整後排出係数は、**X-2年度及びX-1年度**の数値を参考（例えば本年度において検討した2025年度のしきい値は2022年度及び23年度の調整後排出係数）。ただし、タイミング的に**X-1年度**の数値は各小売電気事業者の公表値



注：2024年度以降の絵姿はイメージ（**2031年度の契約のしきい値を0.31kg-CO₂/kWh**）
 しきい値を線形に引き下げた場合は年間▲0.042kg-CO₂/kWh
 2023年度までの単純平均値は実績（**2023年度0.25kg-CO₂/kWh**）
 2023年度までの協議会平均値（電気事業低炭素社会協議会会員）は実績

2026年度に**27年度**契約の評価値を決定

2030年度に**31年度**契約のしきい値を**0.31**

裾切り方式における評価方法

○（基本方針改定前の）裾切り方式では、以下の必須項目と加点項目により、**70点以上の事業者が入札に参加可能**としていた。

【必須項目】

① 二酸化炭素排出係数（70点）

② 未利用エネルギーの活用状況（10点）

③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点）

【加点項目】

+

④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組
地域における再エネの創出・利用の取組（5点）

≧ 70点

要素	区分	配点
① 令和5年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
排出係数しきい値	0.520 以上	0
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.0 %以上	20
	8.0 %以上 15.0 %未満	15
	3.0 %以上 8.0 %未満	10
	0 %超 3.0 %未満	5
	導入していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

②未利用エネルギーの活用状況↓

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値

（算定方式）

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

③再生可能エネルギーの導入状況↓

（算定方式）

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（①+②+③+④+⑤）(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量（需要端）(kWh)}} \times 100$$

再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端）（kWh）
- ②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度¹⁸により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）¹⁹の量（kWh）
- ③J-クレジット制度²⁰により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④非化石価値取引市場²¹から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量（kWh）

総合評価落札方式の導入について（スケジュールイメージ）

○2025年度中に総合評価落札方式の検討を行った。財務省との包括協議や周知の期間等を考慮し、2027年度分の電力契約から導入。

○2026年3月末に財務省との協議は終了し、財務省から各府省庁に向けて個別協議が不要である旨の通知がなされた。閣議決定時に、電気事業低炭素社会協議会を通じて小売電気事業者に総合評価落札方式に変更された旨の通知を行った。

年度	2025 (R7)												2026 (R8)		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4-9	10-3	
検討会等				電力①親 検討会①	電力② 親 検討会②			電力③親 検討会③					★ 省庁 ★ 全国 連絡 説明会 会議 (6/18) (6/11)		
検討事項				・方式 ・評価項目				・総合評価導入の方 針決定							
				・評価項目（具体的な数値） ・配点 〔・方式〕				・取りまとめ案							
事務 手続き				財務省との内々の打合せ						各省 事前協議	パブコメ	各省 協議	閣議 決定	財務 協議	各省 予算要求
				周知活動											

総合評価落札方式（評価項目）検討の基本的考え方（除算方式）

- 除算方式で実施するため、標準点については、評価項目を満たす場合には100点、満たさない場合には0点となる。**基準値は固定ではなく、必要に応じて見直すことを検討**。なお、二酸化炭素排出係数と調達電力の再エネ割合については**2030年度目標に向け、随時引き下げ/引き上げを行う予定**。

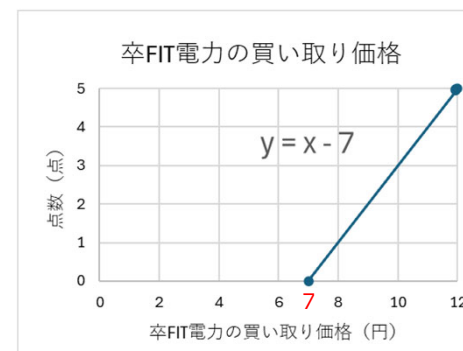
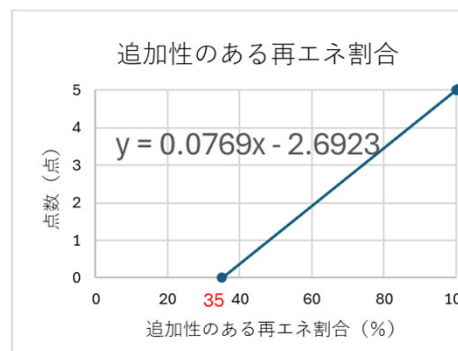
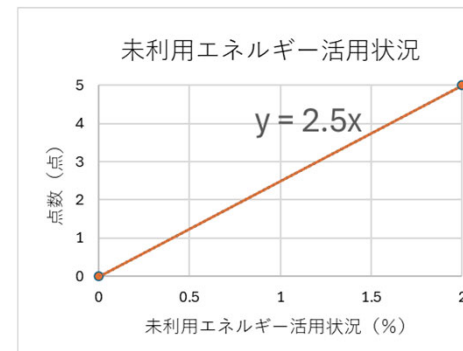
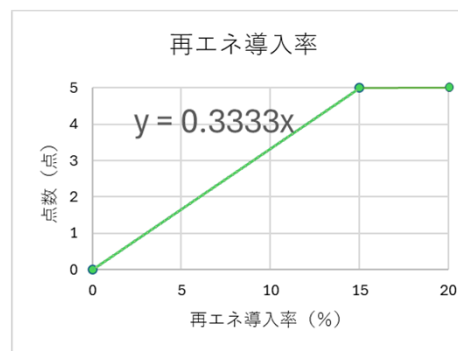
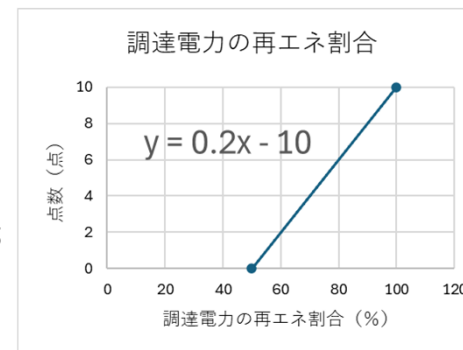
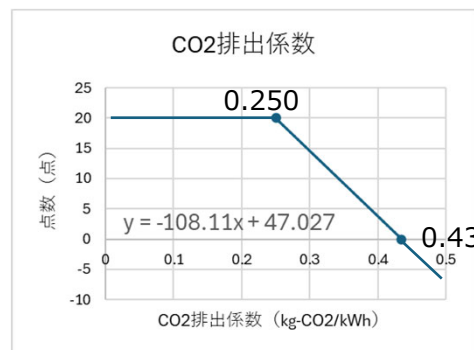
		評価項目 / 基準値 (例)	選定理由	
標準点 (基礎点)	1	二酸化炭素排出係数 事業者全体 または メニュー別排出係数	0.435（事業者全体） または 0.342（メニュー別） ⇒小売電気事業者の単純平均値と2030年度の目標値の0.25kg-CO2/kWhの間を線形で強化した場合の2027年度の値	現状、裾切りの最も大きな1要件となっており、環境配慮契約法の温室効果ガスの削減の主旨に照らしても継続して重視すべき項目であるとともに、地球温暖化対策計画（2035年度60%削減、2040年度73%削減）、政府実行計画等における目標達成のため、事業者全体の排出係数を引き下げる方向での検討が必要。一方で排出係数の低いメニューを持っていても、事業者全体のしきい値を超えてしまったために、環境配慮契約の枠組みの中で販売できていないという状況もあり、入札要件となる標準点ではこれまでの事業者全体の評価に加えて、メニュー別排出係数も評価するのが適当か。なお、 メニュー別排出係数でクリアする場合は、0.342以下のメニューのみ販売可能とする。
	2	調達電力の再エネ割合	50% ⇒2030年度60%を見据えて設定された2027年度の値	現状、裾切りの要件には入っていないが、政府実行計画に掲げられた2030年度までに60%以上とする目標達成に向けて、調達電力の再エネ割合は少なくとも40%とすることとなっているため、環境配慮契約では実質上の裾切りとなっている。
加算点	3	二酸化炭素排出係数 事業者全体	0.435*~0.250（線形評価） ※2027年度契約のしきい値。なお、0.435を上回る場合は減点（沖縄エリアはエリア内排出係数で評価）	現状の契約方式では、裾切りしきい値を下回った場合、その程度に関わらず評価は一定であるが、削減努力に見合った評価がなされるよう、加点項目にも追加する。また、標準点をメニュー別排出係数で評価する場合、地球温暖化対策計画等に照らして、事業者全体の排出係数を下げる必要もあり、加点項目では事業者全体を評価する。
	4	調達電力の再エネ割合	50*~100%（線形評価） ※2030年度60%を見据えて設定された2027年度の値	二酸化炭素排出係数同様、基準値を上回った程度に応じて適切に評価されるよう、加点項目にも追加する。
	5	再エネ導入率（事業者全体の評価）	0*~15%（線形評価） ※現状の裾切基準で加点される最低ライン	現状、裾切りの1要件となっており、政府実行計画等における目標達成のため、再エネ電力割合を高めることが重要であるため。
	6	未利用エネルギーの活用状況（事業者全体の評価）	0*~2%（線形評価） ※現状の裾切基準で加点される最低ライン	現状、裾切りの1要件となっており、脱炭素社会の実現に向けて、一次エネルギー削減に大きく貢献する未利用エネルギーの活用が重要であるため。
	7	追加性のある再エネ（調達電力の評価）	35~100%（線形評価）	再エネ電力の供給量の増加につなげるため、RE100技術要件を参考に追加性のある再エネ（運転開始日またはパワリング日の15年以内であること）をより評価する。
	8	指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組（事業者全体または調達電力の評価）	調達者の要件に合致	現状の加点項目であり、地域脱炭素施策を支援するため、引き続き評価してはどうか。再エネの指定地域における地産地消に資する電力メニューの購入等が含まれる。また、地域脱炭素化促進事業に認定された事業による発電電力や指定地域の卒FIT電力の買い取りを評価することも考えられる。
任意	DR等の取組	調達者の要件に合致	現状の加点項目であり、電気料金型やインセンティブ型のディマンド・レスポンス等の取組を引き続き任意の評価項目とする。	

総合評価落札方式の検討(加点項目の配点例：加点の満点50点)

- p6で示した標準点の条件を満たす場合は入札参加資格を付与（除算方式の場合は**標準点100点を付与**）。
- 現行方式の配点バランスは二酸化炭素排出係数7割、未利用エネルギー活用状況1割、再エネ導入状況2割。現行方式の配点や全体の評価項目のバランスを鑑み、以下の案とした。

<加点項目の配点例：満点50点>

評価項目	満点	
	現方式の配点バランスから設定	調整後
二酸化炭素排出係数（事業者全体）	35点	20点 ※右図のとおり線形評価
調達電力の再エネ割合	-点	10点 ※右図のとおり線形評価
再エネ導入率（事業者全体の評価）	10点	5点 ※右図のとおり線形評価
未利用エネルギーの活用状況（事業者全体の評価）	5点	5点 ※右図のとおり線形評価
追加性のある再エネ（調達電力の評価）	-点	5点
指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組（事業者全体または調達電力の評価）	-点	5点







- 各府省庁の調達担当者向けに契約書類のひな型を契約方式（総合評価落札方式・裾切方式）ごとに作成し、環境省HPで提供している。

契約類型ごとの参考資料

[ホーム](#) > [政策](#) > [政策分野一覧](#) > [総合環境政策](#) > [環境と経済](#) > [グリーン契約（環境配慮契約）について](#) > 契約類型ごとの参考資料

電気

- ▶ [電気供給契約（総合評価落札方式）における契約書類の例（PDF）](#) [PDF 1.5MB] 
- ▶ [電気供給契約（総合評価落札方式）における契約書類の例（word, excel）](#) [File 381KB] 
- ▶ [電気供給契約（裾切り方式）における競争参加資格に係る地域ごとの配点例](#)[PDF 130KB] 
- ▶ [電気供給契約（裾切り方式）における仕様書、競争参加資格確認関係書類等の例](#)[PDF 560KB] 

環境省HP : https://www.env.go.jp/policy/ga/bp_mat.html

【参考】調達者の負担削減のための計算ツール（Excel）配布について①

- 調達者が線形評価により調達の負担を負わないよう、環境省から計算ツールとしてExcelブックを提供。各小売電気事業者から提出される、評価項目の数値を入力することで、加算点の合計点を計算する仕組み。

総合評価の評価項目ごとの加算点算定シート				
加算点の評価項目	単位	事業者の評価項目 調達者が入力！	点数 (評価値)	項目の満点
ア 二酸化炭素排出係数（事業者全体）	kg-CO2/kWh	0.374kg-CO2/kWh	4.333点	20点
イ 調達電力の再エネ割合	%	80%	5.000点	10点
ウ 再エネの導入状況	%	15%	1.667点	5点
エ 未利用エネルギーの活用状況	%	5.50%	2.750点	5点
オ 追加性のある再エネ割合	%	90%	4.231点	5点
カ 地域取組（卒FIT電力の買取価格）	円	12.5円	3.438点	5点
キ デイマンド・リスポンスの取組	-			0点
		加点項目計	21.418点	50点

※黄色のセル（必須：D4～D9）及びページのセル（任意：D10ーリスト選択）のみ入力可能です。他のセルは保護されています。

※「点数（評価値）」欄の緑文字・淡緑背景は評価項目が満点の場合です。

※カ、地域取組の評価内容は各調達者が設定可能です。卒FIT電力の買取価格以外を評価する場合は、地域取組以外の項目で算出ツールの活用をお願いいたします。

※キ、デイマンド・リスポンスの取組の評価の有無及び評価する場合の内容は調達者が任意で設定可能です。調達者が検討の上、適切に設定をお願いいたします。
 デイマンド・リスポンスの取組を加点項目に設定した場合（ツール②C10セルに点数を入力）は「D10セル」で対象事業者の取組状況（実施／未実施）を選択することで点数が加点されます。

※総合評価の総合評価値の算出は、加点項目計の点数に標準点（100点）を足した点数を価格点（入札価格/1,000,000【百万】）で割って算出してください。

※沖縄エリアの調達の場合、事業者全体のCO2排出係数の項目は沖縄エリアで供給された電力に基づく排出係数での評価となります。
 （小売電気事業者に当該数値の提出を求めてください。）

【参考】調達者の負担削減のための計算ツール（Excel）配布について②



- 計算ツールは加算点の配点や基準値の上限、下限を調達者で設定できるシートも用意している。

総合評価の評価項目の配点・基準値（下限値・上限値）の設定シート

加算点の評価項目	設定する配点↓	解説資料掲載の配点	基準値 (下限：0点)	解説資料掲載の 基準値（下限）	基準値 (上限：満点)	解説資料掲載の 基準値（上限）	計算式（1次関数）
ア 二酸化炭素排出係数（事業者全体）	20点	20	0.400kg-CO2/kWh	0.435	0.280kg-CO2/kWh	0.250	$y = -166.67x + 66.667$
イ 調達電力の再エネ割合	10点	10	60%	50	100%	100	$y = 0.25x + -15$
ウ 再エネの導入状況	5点	5	5%	0	35%	15	$y = 0.1667x + -0.8333$
エ 未利用エネルギーの活用状況	5点	5	0.00%	0	10.00%	2	$y = 0.5x + 0$
オ 追加性のある再エネ割合	5点	5	35%	35	100%	100	$y = 0.0769x + -2.6923$
カ 地域取組（卒FIT電力の買取価格）	5点	5	7.0円	7	15.0円	12	$y = 0.625x + -4.375$
キ デマンド・リスパンスの取組	0点	任意					
加算点計	50点	←50点になるように設定					

※黄色のセル（必須：C4～C9、E4～E9、G4～G9）及びページセル（任意：C10）のみ入力可能です。他のセルは保護されています。

※設定する配点、基準値を以下に示す【基準値の設定範囲】内で設定し、黄色のセル及びページセルのセルに入力してください。最初は基本方針解説資料に記載の値が入力されています。

※加算点の合計は必ず50点になるように設定してください。緑文字・緑背景の場合は50点になっています。

※「配点」の欄（C列）及び「基準点」の欄（E列・G列）の赤文字・淡赤背景はエラーです。修正をお願いいたします。

ー加算点の必須の評価項目であるア～カの配点（C列）が"0"点以下、基準値の下限（E列）・上限（G列）の数値が異常値（以下の【基準値の設定範囲】外の数値、上限・下限の数値の大小が間違っている場合）など

※計算式（K列、N列）はツール①に連動しています。配点・基準値を設定したのち、ツール①を用いて各事業者の加算点を確認してください。

※契約書類の別添4（電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の評価方法）に算出式（I4～N10）及びグラフ（ツール③）を貼り付けて、契約書類を作成してください。

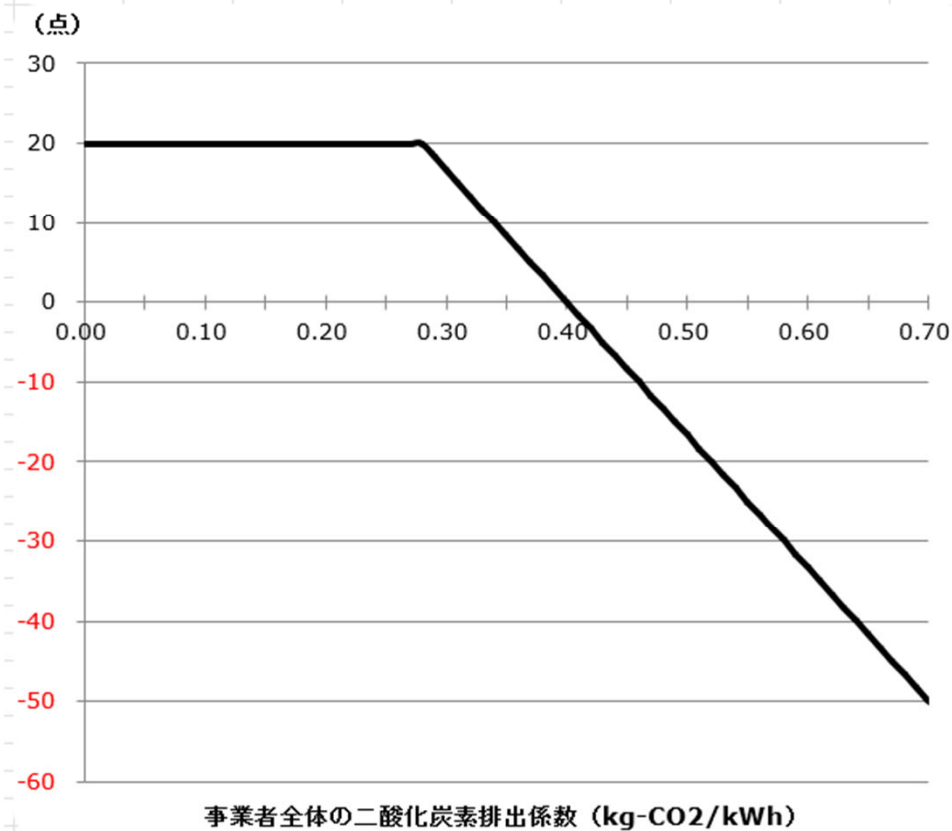
【基準値の設定範囲】

加算点の評価項目	基準値の範囲
ア 二酸化炭素排出係数（事業者全体）	0.000～1.100kg-CO2/kWh
イ 調達電力の再エネ割合	0～100%
ウ 再エネの導入状況	0～100%
エ 未利用エネルギーの活用状況	0～10%
オ 追加性のある再エネ割合	0～100%
カ 地域取組（卒FIT電力の買取価格）	0～20円

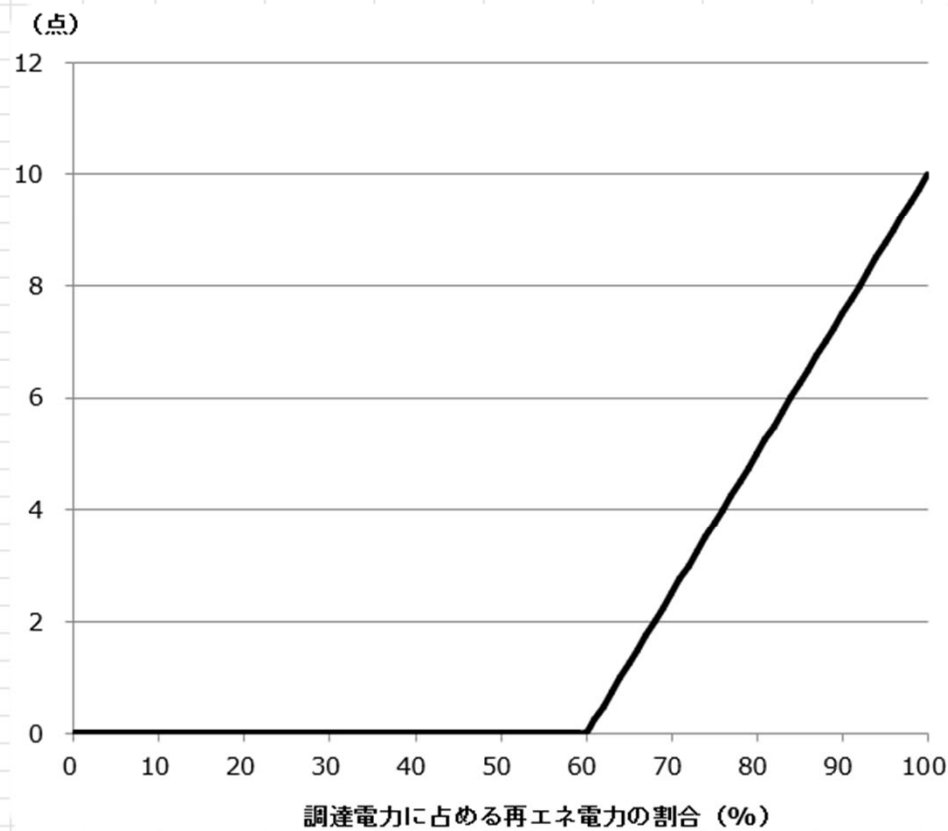
【参考】調達者の負担削減のための計算ツール（Excel）配布について③

- 調達者が設定した配点と基準値に対応した線形グラフが表示されるようになっており、契約書類にそのまま貼り付けられるようにしている。

ア. 二酸化炭素排出係数（事業者全体）



イ. 調達電力に占める再エネ電力の割合



【参考】他方式での契約（再エネ100%の契約・PPA方式の活用等）

- 政府実行計画において、2030年以降、調達電力に占める再エネ電力を60%以上とすることを目標としている。
- 環境省では、再エネの活用により深刻化する気候変動問題への対応と地域活性化への貢献を率先的に進めていく姿勢を示すため、一需要家として、**2030年までに自ら使用する電力を100%再エネで賄う**ことを目指している。
- 再エネ電力比率の向上のため、「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」や「PPAモデルによる政府施設への太陽光発電設備導入の手引き」等を参照し、共同調達やリバースオークション、PPA方式等を活用して積極的に再エネ比率の高い電力の調達を行うことが望ましく、こうした契約で**100%の再エネを調達する場合は総合評価の導入後も環境配慮契約として実施が可能**。

※なお総合評価落札方式は排出係数等評価項目の基準値の見直しを見据えて、原則単年度契約を想定。

● 公的機関のための再エネ調達実践ガイド（抜粋）

一般競争入札による調達事例

15



- 新宿御苑では、2019年度に試行的に行っていた再エネ比率30%の電力調達から、2020年度は再エネ比率100%の電力調達に切り替え。
- 環境配慮契約法に基づく裾切基準を設定した上で、仕様書にRE100の要件を明記する形で一般競争入札を実施。
- 再エネ電力メニューの購入により、RE100を達成。



入札の結果について

	2020年度	(参考) 2019年度	(参考) 2018年度
再エネ比率	100%	30%	-
入札時の予定使用電力量 (A)	918,000kWh	725,000kWh	706,200kWh
入札価格 (税抜) / (A) ※ 再エネ賦課金、燃料費調整は除く	17.1円/kWh	17.1円/kWh	17.6円/kWh
契約事業者名	ゼロワットパワー株式会社	株式会社F-power	株式会社パネイル

● PPAモデルによる政府施設への太陽光発電設備導入の手引き（抜粋）

1. 太陽光発電設備の導入パターン

1-3. 自己所有とPPA方式の比較一覧



自己所有とPPA方式の各パターンの特徴を一覧にまとめました。

	自己所有	第三者所有	
		オンサイトPPA	オフサイトPPA
設備所有権	政府	PPA事業者	PPA事業者
初期投資	設備導入には大きな費用が必要	不要 (※) PPA事業者が負担	不要 (※) PPA事業者が負担
ランニングコスト	保守点検費など	(電気料金： PPA単価×消費量)	(電気料金： PPA単価+託送料金等)×消費量)
契約期間	-	長期 10年～20年	長期 10年～20年
設備の処分・交換・移転等	○ 自由ができる	× 自由ができない	× 自由ができない
環境価値獲得可否	○	○	○

※：電気代としてPPA事業者に支払う

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

②安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

③景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

2. 地域との取組との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

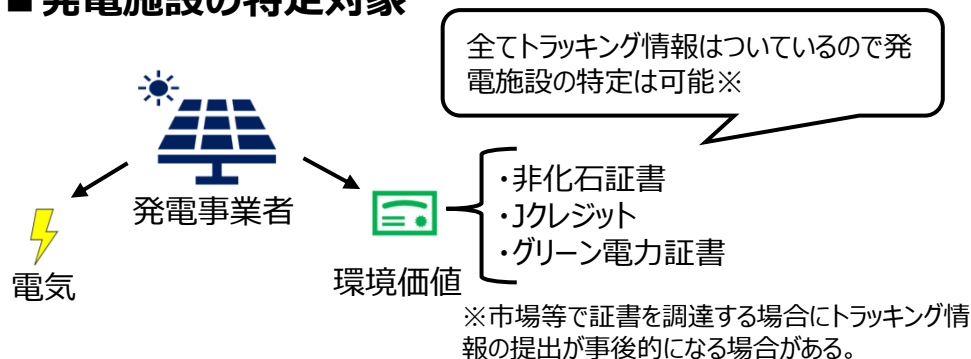
3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けることについて①

- **入札資格**：①契約に基づき供給する（した）電気及び環境価値（又は環境価値のみ）に係る発電施設・発電事業者等の情報を提出し、かつ、②関係法令に違反した発電事業者に由来する電気及び環境価値（又は環境価値のみ）を供給しないことを誓約書によって約束すること
- **加点要素**：調達者（国）が指定する地域内で発電又は発行された電気・環境価値を提供できること。
- **是正措置**：小売電気事業者に対する是正措置義務（違法な事業者に由来する電気・環境価値の供給をやめる義務）

■ 発電施設の特定対象



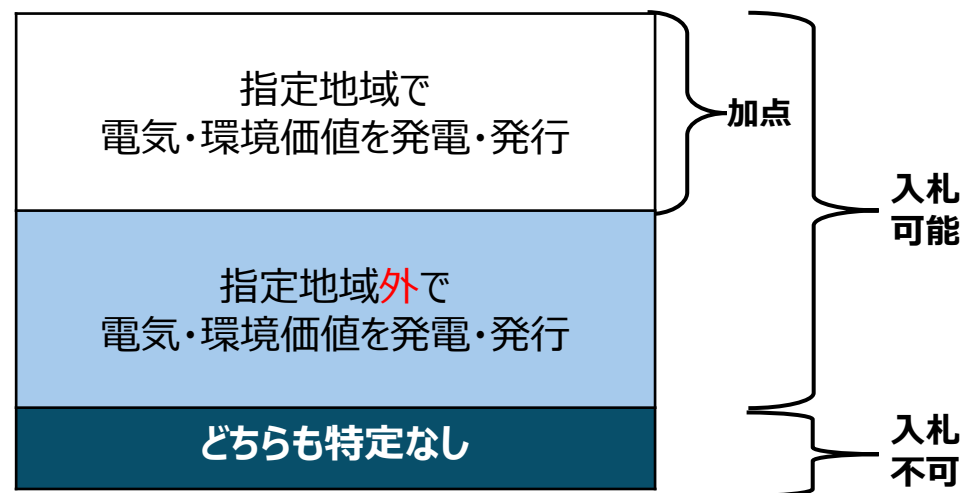
■ 関係法令

関係法令とは、**事業計画策定ガイドライン**※で示される**主な関係法令リストに記載の法令**をいう。

※「事業計画策定ガイドライン」（2025年4月改訂資源エネルギー庁）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fit_2017/legal/guideline_solar.pdf

また、太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧として、関係法令や条例をまとめてHPに掲載している都道府県もあり、参照することができる。

■ 入札可能な範囲・加点対象



指定地域：調達者（国）が仕様書等で示す地域。地域脱炭素化促進事業認定制度の認定事業や、官庁施設の所在地域もしくは再エネ連携協定先の地域等が考えられる。

指定地域における持続的な再生可能エネルギーの創出・利用に向けた取組の評価

- 再生可能エネルギーの地産地消や再生可能エネルギー発電施設の最大限の活用促進等を評価の方向性として設定。
- 推進したい施策や取り組みに応じて調達者において評価基準や指定地域の在り方を検討することとしているが、評価基準を以下のとおり、解説資料に例示している。

● 環境配慮契約法基本方針解説資料

カ. 指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

① 指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組例について
地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する取組を評価することを大枠の方向性とし、調達者の判断により指定地域及び評価内容の設定が可能である。

- 指定地域において発電された再生可能エネルギー電気を供給していること
- 「地域脱炭素化促進事業制度」において誘致された地域や農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定を受けた事業で発電された電気を供給していること
- 指定地域における卒 FIT 電気の買取を行っていること
- 再生可能エネルギーに関する連携協定先の電気を供給していること

などが考えられる。

契約書類等での規定

- 入札説明書において、競争参加資格に「供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設」に係る書類の提出を規定。以下のとおり別添資料で発電施設情報を提出させる。
- 契約書において、関係法令への違反が明らかな場合で催告したにもかかわらず、期間内に是正されないときは契約を解除できる旨を規定。

■ 入札説明書の記載例

3. 競争参加資格

(6) 二酸化炭素排出係数、供給する電気に占める再生可能エネルギー電気の割合、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示、並びに**供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設に関し、別添3別紙2及び別紙3を提出すること**

別添3

別紙2：発電施設情報の提出及び当該施設を設置・運営する事業者が設置・運営する再生可能エネルギー発電施設の違反がないことを誓約

別紙3：供給“予定”の「電気及び環境価値（もしくは環境価値のみ）」の由来となった発電施設情報の提出

別紙4：供給“後”の「環境価値」の由来となった発電施設情報の提出

■ 契約書の記載例

(是正措置)

第13条 この契約に基づき乙が甲に供給する再生可能エネルギー電気が発電された発電施設又は環境価値の由来となった発電施設を設置又は運転する発電事業者が設置又は運転を行う再生可能エネルギー発電施設のいずれかにおいて、その設置又は運転に関して事業計画策定ガイドラインで示される主な関係法令リストに掲げられる法令の違反が明らかになった場合、乙は、当該発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は環境価値の甲に対する供給を停止するとともに、その代わりとして、違反が認められない他の発電事業者が発電する再生可能エネルギー電気又は当該電気に由来する環境価値を供給しなければならない。

(契約の解除)

第14条

4 第13条の規定により、甲が乙に対し、是正措置を行うよう求めたにもかかわらず、相当の期間内にこれが行われなときは、甲は何らの催告を要することなく、この契約の全部または一部を解除することができる。

仕様書ひな型の見直し（独自燃料調整費・市場連動型の紹介）

- 環境省が示す電力仕様書例においては、これまで旧一般電気事業者と同様の料金体系を示しており、独自に燃料調整費を定める場合や市場連動型の料金体系について示していなかった。
- 一方で、入札者の不足等を理由に環境配慮契約が未実施である機関が複数あり、様々な料金体系を許容する記載にすることで、入札に参加できる事業者が増えると考え、仕様書のひな型を見直した。なお、競争の平等性を確保するため、入札価格は総額とすることを想定している。

●仕様書ひな型の記載

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。※調達者は料金体系の設定に応じてア、イまたはウを選択して記載。
 料金体系を絞りたい場合はいずれかを選択して記載し、その限りでない場合（出来るだけ応札者を確保したい場合）はア～ウの全てを記載することにより、多様な料金体系を提供する事業者が応札できる。

ア 電力量料金：固定単価、燃料費等調整額：旧一般電気事業者の算定諸元に準じる場合

（中略）

イ 電力量料金：固定単価、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元での算出を認める場合

（中略）

ウ 電力量料金：市場連動、燃料費等調整額：独自に定める算定諸元での算出を認める場合

①－1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。なお、基本料金が設定されていない場合は、当該基本料金を0円とみなして算定するものとする。

①－2 電力量料金

契約ごとに定める従量料金単価に30分ごとのJEPXエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価を含む管理費単価、環境価値単価（非化石証書単価）を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用電力量※の実績を乗じて算定するものとする。

※需給契約開始後、30分値を発注者が確認できる体制を整えること。

①－3 燃料費等調整額

受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。なお、燃料費等調整額が設定されていない場合は、当該燃料費等調整額を0円とみなして算定するものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①－4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

◆小売電気事業者で提供される様々な料金体系イメージ

料金体系	単価固定			一部市場連動	市場連動
	旧一電と同等の燃料調整費	独自燃料調整費（小売各社異なる）	燃料調整費なし	燃料調整費なし	燃料調整費なし
料金構成	基本料金	基本料金	基本料金	基本料金	基本料金
	従量料金	固定単価 燃料調整費（毎月変動）	固定単価 燃料調整費（毎月変動）	市場連動 固定単価	市場連動
	再エネ賦課金	再エネ賦課金	再エネ賦課金	再エネ賦課金	再エネ賦課金
	仕様書内：ア	仕様書内：イ		仕様書内：ウ	